

平成 27 (2015/'16) 事業年度 事業計画

I 管理部門計画

一般社団法人全日本コーヒー協会（以下「全協」という）の活動に必要な一般管理業務を行うとともに、コーヒーに関する情報・資料の収集整備と会員等への提供活動を行う。

II 事業部門計画（新第 3 次事業：第 3 7 次広報・消費振興事業）

1. 広報・科学情報事業

（1）広報事業

① マスメディアの活用

i インターネットの活用

情報伝達手段が Web 活用に急速に移行しており、全協へのメディア等からの問合せはホームページ経由のものが多くなっていることに鑑み、引き続きホームページ等のコンテンツの充実に努める。コーヒーに関する基本的知識、コーヒーと健康に関する情報、コーヒー統計、Coffee Break 等をより充実させ、コーヒーに関する知見について印刷物と Web が連動するようにし、消費者等がコーヒーに親しみ、コーヒー飲用の増加につながるようにしたい。

また、会員向けホームページについてその充実を図る。加えて、全協ホームページについて会員や利害が一致するものとのリンクに引き続き取り組む。

ii その他のマスメディアの活用

国際コーヒー機関が「10月1日」を International Coffee Day と定め、2015年のミラノ万博会場が第1回のセレモニーの場となった。全協は、1983年より「10月1日」を「コーヒーの日」と定め提唱してきていることから、より多くのコーヒー関係者の参画を得る方向で広報を行いたい。

また、「10月1日 コーヒーの日」の名称と平成26事業年度に策定した International Coffee Day のロゴを、全協のコーヒー関係統計などの全協出版物に常に記載するほか、会員及び傘下企業も活用し認知度向上につなげる。

本年度もイベント等の開催を通じメディアの活用・協力により「10月1日 コーヒーの日」を引き続き告知するほか、You Tube など媒体間のコラボレーションを進め、費用効率・効果の向上に努める。また、印刷媒体等の取材協力には積極的に応え、正しいコーヒー知識を敷衍しコーヒー消費が更に増えるよう努めたい。

② **自主刊行物の発刊**

機関誌「Coffee Break」、既存小冊子等を引き続き刊行・配布する。

③ **教育・啓発**

行政機関、地方公共団体等が実施するコーヒーに関する講座や展示会等の行事に対し、講師の紹介、DVD やパネルの貸与、「コーヒーとからだのおいしい話」等の小冊子の提供の協力を行う。

顧問ドクターによる「コーヒーと健康」と題した市民講座等を開催し「コーヒーと健康」について知見を深めるよう努めることとする。

食品表示法の施行や景品表示法の改正などにより、表示に対する消費者の関心も高いことから一括表示の意味内容を全協ホームページにおいても紹介する。

④ **マスコミ関係者との交流等**

コーヒーサイエンスセミナー、全協とメディア関係者との意見交換会等を通じ、コーヒーに対する理解を深める。

⑤ **団体会員への協賛**

団体会員が行う全協広報事業を補完すると考えられる事業に対し協賛する。

⑥ **コーヒー需要動向調査**

2016 年に実施するコーヒー需要動向調査案を策定する。

(2) **科学情報事業**

① **ブレンドクター制度の継続**

科学情報活動を支える中心的存在であるブレンドクター（通称：顧問ドクター）制度を維持し、研究助成の実施、研究成果の広報活動、健康情報の整理等についてアドバイスを受ける。

② **研究助成と成果発表会**

i コーヒーと健康を中心とする学術研究を振興するため研究助成事業を実施する。助成対象は、「コーヒーと健康」に関するものとし公募により採択する課題を 8 件程度とする。

ii 研究助成発表会を開催する。また、この機会を活用してブレンドクターを含め、研究者間の研究情報の交換と連携を図る。

③ **講演会等の実施**

ブレンドクター、研究助成対象者の先生等による「コーヒーと健康」に関する講演会を、会員及びこれに関心を有する者を含めて実施する。

④ 健康情報対策

Institute for Scientific Information on Coffee (ISIC) から提供される新着論文について、可能な限り AJCA ニュース等に日本語サマリーを作成し、掲載する。

研究助成報告について、メディア、研究者、一般消費者等の求めに応じ可能な範囲で情報を提供する。

⑤ コーヒー生豆と焙煎豆についての成分分析結果の公表

最近、「コーヒーと健康」への関心が高まっており、クロロゲン酸やコーヒーポリフェノールの含有量等を記載した製品も目につくが、どのように計測されたデータを使用しているのか不明なものも見受けられる。

一方、本年4月の食品表示法の施行により機能性表示食品制度も動いていることから、コーヒーポリフェノールに対する関心が高まっているとみられる。実際、クロロゲン酸やカフェインについて全協に対し、消費者等からの問合せも増えつつあることから、平成26事業年度に分析を行ったクロロゲン酸及びカフェインについて、その分析結果を要約したものを公表することとする。

2. 安全安心対策事業

(1) 主要コーヒー生産国残留農薬調査

全協は、我が国にコーヒーを輸出する主要なコーヒー生産国 24 ヶ国について、毎年、当該国においてコーヒー栽培に使用する農薬を調査し、それに基づき当該国のコーヒー生豆の農薬残留及びカビ毒の有無について検査・分析(405 農薬)し、コーヒー需要家の安全・安心に関する期待に応えている。

しかし、国際コーヒー機関の 2013 年 4 月理事会におけるコーヒーの残留農薬基準値調査において、日米欧の消費国は別として、コーヒー生産国はブラジル(残留農薬基準値設定数82)、エクアドル(同21)、インドネシア(同20)、ケニア(同9)以外は掲載されておらず、かつその農薬数は日本の設定基準値に較べて極めて少ない。多くのコーヒー生産国は全協調査にもあるように Codex 基準値(21 農薬)を適用しているものとみられる。これらのことから、次年度よりコーヒー生産国 24 ヶ国の農薬調査は隔年とするものの、コーヒー生産国 24 ヶ国の残留農薬及びカビ毒検査は従来通り毎年行うこととしたい。

(2) 食品衛生及び食品表示政策への対応

カドミウムやヒ素等の人体に有害な物質について、一部小売業サイドでチェックの動きがあり、コーヒーについても検査する必要があるのではないかとの問い合わせがあるが、小売サイドのカドミウムやヒ素に対する問題意識は国産農産物に対するものとみられ、全協においてコーヒーのカドミウムやヒ素含有量分析を行うことはしないものの、行政機関等の動きは十分把握し対応することとする。

また、食品安全委員会がオクラトキシン A についてリスク評価を終え、平成

26年10月21日に厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において食品にオクラトキシン A を設定するかどうかを検討された。部会の大勢は、当面規格基準値の設定はCodex基準値が設定されているもののみとなったが、小売系委員から「EUと同様にコーヒー製品を含めるべき」との意見もあったことから、今後とも設定作業について、十分注意してまいりたい。

3. 国際協力・社会環境事業

(1) 国際交流・協力事業

- ① 2015年7月23日に日本政府が、幾つかの課題をクリアし、国際コーヒー機関に再加盟したことから、全協に対し様々な協力要請がなされる可能性があり、十分注意したい。いずれにしても日本はICOメンバー国となったので、全協としてはコーヒー発祥の地エチオピア国アジスアベバにおいて持たれる2016年3月6日(日)～8日(火)開催のWorld Coffee Conference、9日(水)～11日(金)開催の第116回ICO理事会に参加することとする。
- ② ISICやNCA等の国際機関や消費国・生産国のコーヒー関係機関と協力する。

(2) 環境関係事業

- ① 東電福島原発事故に伴い、我が国のエネルギー政策が定まらず、温室効果ガス削減目標の設定が困難になっているが、政府の対応策を見定め、全協として適切に対応できるよう努めることとする。
- ② 全協の環境自主行動計画への参加企業は長らく4社であったが、ネスレ日本㈱の退会により3社となりカバー率が下がるほか、外部からコーヒー業界は環境への関心が低い業界と言うレッテルを張られかねない。全協会員が環境に対する意識の高いことを示すためにも、新規参加を募るとともに、これの策定と報告書の全協ホームページにおける公開により、全協会員企業の環境志向について広く周知することとしたい。
- ③ 国の環境規制等に対しコーヒー業界として必要があれば、意見をまとめ申し入れ等を行う。特に、国において容器包装リサイクル法の改正作業が行われており、前回改正時に見送りとなった拡大生産者責任について議論が高まるとみられるので、コーヒー業界を含む容器包装利用業界に市町村のごみ収集・処理費等が転嫁されることのないよう対応を検討したい。

(3) 会員研修事業

行政の動きや社会的関心事項等について会員が知り速やかに対処できるよう、適宜研修会を実施する。